

品川区地域センター防犯カメラシステムの管理および運用に関する要綱

制定 令和元年5月7日 区長決定 要綱第280号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区地域センター（以下「地域センター」という。）に設置する防犯カメラシステム（以下「システム」という。）の管理および運用に関し必要な事項を定めることにより、地域センターを利用する者の安全の確保および権利の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 防犯を目的として利用される監視カメラ装置で、録音および録画装置を備えるものをいう。
- (2) 記録データ 防犯カメラにより記録した画像および音声データをいう。

(設置者等)

第3条 システムの設置者は、品川区長とする。

- 2 システムの管理責任者は、地域振興部地域活動課長とする。
- 3 システムの取扱者は、各地域センターの職員のうち管理責任者が指定する者とする。

(個人情報保護)

第4条 設置者、管理責任者および取扱者は、システムの不正利用により個人の権利および利益を侵害してはならない。

- 2 設置者、管理責任者および取扱者は、システムの管理または運用に関し、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(設置者の責務)

第5条 設置者は、地域センターの敷地内で、犯罪被害防止等の効果が高いと思われる場所に防犯カメラを設置する。

- 2 設置者は、記録データの漏えい、滅失、毀損の防止その他の記録データの安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 設置者は、防犯カメラの撮影にあたっては、地域センターの敷地外の通行人などのプライバシーに配慮する。
- 4 設置者は、防犯カメラの設置箇所に、防犯カメラが設置されており、かつ、作動している旨を記載したプレートを掲示し、その設置にあたっては、落下防止等の安全措置を講ずる。
- 5 設置者は、録画装置および表示装置を、事務室等、職員以外の者の立ち入

りを制限できる場所に設置する。

(管理責任者の責務)

第6条 管理責任者は、録音および録画装置または表示装置の操作、保守点検等を行うときは、原則として管理責任者自らまたは管理責任者が指定する職員を立ち合わせる。

2 管理責任者は、各地域センターの職員に対し、システムの不正使用により個人の権利および利益を侵害してはならない旨を周知する。

3 管理責任者は、システムに関する業務を委託するときは、業務内容に応じ、個人情報に係る責務を当該受託者に遵守させるため、委託契約書などにその旨を記載する。

(記録データ等の保存、廃棄等)

第7条 記録データの保存期間は、記録した日の翌日から起算して30日以内で別に定める期間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、保存期間を延長することができる。

2 記録データは、撮影時の状態のまま保存し、加工等を行ってはならない。

3 保存期間を経過した記録データは、上書き等の操作により消去を行う。

4 記録媒体を録画装置と分別して保存する場合は、盗難等を防ぐため、施錠ができる収納庫等に保管する。

5 記録媒体を廃棄する場合は、破碎を行うなど、記録データの再現が不可能な方法で廃棄する。

(目的外利用および第三者への提供の禁止)

第8条 法令等に定めがある場合または犯罪捜査の目的で捜査機関から公文書による照会を受けた場合を除くほか、記録データを設置目的以外の目的に利用し、または第三者へ提供してはならない。

(苦情処理)

第9条 管理責任者は、システムの設置および運用について利用者等から苦情等が寄せられた場合は、速やかに苦情等の内容の把握および事実調査を行った上で適切に処理し、その結果を遅滞なく設置者に報告する。

(委任)

第10条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年5月7日から適用する。